

政治資金監査に関する研修実施要領及び令和 9 年以降に行う
政治資金監査に関する研修実施要領の改正について（案）

1 改正（案）の内容

- (1) 政治資金監査に関する研修実施要領（平成 20 年 12 月 10 日政治資金適正化委員会決定）を資料 2（1）のとおり改正する。
- (2) 令和 9 年以降に行う政治資金監査に関する研修実施要領（令和 7 年 6 月 30 日政治資金適正化委員会決定）を資料 2（2）のとおり改正する。

2 改正の理由

事務の効率化の観点から研修事務を見直すもの。
なお、本改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

政治資金監査に関する研修実施要領

平成20年12月10日
政治資金適正化委員会決定

改正 平成22年12月 8日
改正 平成25年 6月12日
改正 平成29年 3月31日
改正 平成30年 8月 9日
改正 令和 元年 5月 1日
改正 令和 3年10月21日
改正 令和 4年 5月25日
改正 令和 6年 2月28日
改正 令和 6年 3月25日
改正 令和 7年 3月 6日
改正 令和 8年 月 日

1 研修の目的

政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修（以下「研修」という。）は、登録政治資金監査人が登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得することを目的とする。

2 研修の対象者

政治資金規正法第19条の18第1項の規定による登録政治資金監査人

3 研修の時間及び内容

- (1) 研修の時間は全体で3時間程度 （講義は2時間半程度） とする。
- (2) ~~講義を2時間半程度行う。~~ 講義の内容及び時間配分は次のとおりとし、前半と後半に分けて実施する。
- ① ~~以下の研修資料により、政治資金の制度に関する専門的知識及び政治資金監査に関する具体的な指針の講義を1時間程度行う。~~
- ・「政治資金規正法のあらまし」
 - ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目
 - ~~I. 政治資金監査の目的~~
 - ~~II. 登録政治資金監査人~~
 - ~~III. 国会議員関係政治団体~~
- ② ~~以下の研修資料により、政治資金監査に関する具体的な指針及びその他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識の講義を1時間半程度行う。~~

- ・~~「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目~~
 - ~~IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針~~
 - ~~V. 政治資金監査指針② 個別監査指針~~
 - ~~VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング~~
 - ~~VII. 政治資金監査報告書~~
 - ~~VIII. その他の留意事項~~
- ・参考資料
- ・「政治資金監査関係法令集」

4 研修の実施方法

政治資金適正化委員会は次の方法により研修を実施し、登録政治資金監査人はいずれかの研修を受けるものとする。

(1) 集合研修

政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修。

(2) 個別研修

政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の研修受講者に対して実施する研修。

(3) リモート研修

政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修。

5 研修の受講手続

研修の受講手続については、次のとおりとする。

(1) 研修事前申込書の提出

研修の受講を希望する者は、政治資金適正化委員会のホームページ上の受講申込画面に必要な事項を入力し氏名、登録番号、集合研修・個別研修・リモート研修の別及び受講希望日時（リモート研修の場合は受講希望月）を送信する。

なお、インターネットによる申込が難しい場合は、記載した政治資金監査に関する研修事前申込書（別紙様式1）（以下「研修事前申込書」という。）を、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。

~~① 集合研修 原則として受講希望日の4週間前まで(必着)~~

~~② 個別研修 原則として受講希望日の1週間前まで(必着)(受講可能な日時について、あらかじめ政治資金適正化委員会事務局に確認すること。)~~

~~③ リモート研修 政治資金適正化委員会が指定する申込期限まで(必着)~~

~~(2) 研修受講者への通知~~

~~政治資金適正化委員会は、研修事前申込書の記載内容を確認の上、定員の範囲内で、研修受講者に対し、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより通知を行う。~~

~~① 集合研修・個別研修 研修を行う日時及び会場の所在地等を記載した政治資金監査研修受講通知書(別紙様式2)を交付する。~~

~~② リモート研修 受講に必要な情報(ID・パスワード、受講可能期間等)を通知する。~~

~~(2-3) 政治資金監査研修申込書の提出~~

~~集合研修及び個別研修の場合は政治資金監査研修受講通知書を交付された者、リモート研修の場合は受講に必要な情報を通知された研修の事前申込をした者は、研修手数料6千円分の収入印紙を貼付した政治資金監査研修申込書(別紙様式2-3)に必要な事項を記入し、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。~~

~~① 集合研修 政治資金監査研修受講決定通知書に記載の期日まで(必着)~~

~~② 個別研修 研修日当日(持参)~~

~~③ リモート研修 予め通知された期日まで(必着)~~

~~(3-4) 政治資金監査研修資料受講票等の交付~~

~~政治資金適正化委員会は、政治資金監査研修申込書を提出した研修受講者に対して政治資金監査研修受講票(別紙様式4)(集合研修及び個別研修の場合に限る。)及び3の研修資料を交付する。~~

~~(4-5) 研修手数料の取扱い~~

~~政治資金適正化委員会は、集合研修及び個別研修の場合は政治資金監査研修受講票及び研修資料の交付を受けた者、リモート研修の場合は研修資料の交付を受けた者が以下に該当することとなった場合においても、研修手数料については、原則としてを返還しない。ただし、研修の日時・会場・実施方法の変更は認めることとする。~~

~~・自己の責任により研修を受講しないこととした場合~~

- ~~・ 自己の責任により研修を途中で中断した場合~~
- ~~・ リモート研修において、自己の責任により指定された期間にすべての研修動画（3（2）の講義を内容とした動画という。以下同じ。）の視聴を終えることができなかつた場合（研修受講者のインターネット通信環境等に障害が発生したことによる場合を含む。）~~

~~（6）提出期限の特例~~

~~政治資金適正化委員会は、（1）又は（3）に定める日後に、研修事前申込書又は政治資金監査研修申込書が提出されたときは、その受講希望日時（リモート研修の場合は受講希望月）の研修の定員に空きがあり、かつ、当該研修の実施に支障がないと認められる場合に限り、研修受講の進めることができるものとする。~~

6 研修受講者の遵守事項

（1）集合研修・個別研修

研修受講者は、指定された日時及び会場において研修を受講しなければならない。また、研修会場となる施設の諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

（2）リモート研修

研修受講者は、指定された期間内に研修を受講しなければならない。また、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスに係る諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

7 研修の修了

研修受講者は、一回の研修において、定められた講義のすべてを履修して研修を修了する。

なお、リモート研修の場合は、政治資金適正化委員会が、研修受講者によってすべての研修動画の視聴が行われていること及び研修受講者本人による有効な視聴であったことを確認することをもって研修の修了とする。

8 政治資金監査研修修了証書の交付

政治資金適正化委員会は、研修修了者に対し、政治資金監査研修修了証書（別紙様式 3-5）を交付する。

~~なお、集合研修及び個別研修においては、政治資金監査研修受講票と引き換えに交付する。~~

9 登録政治資金監査人名簿への登録等

政治資金適正化委員会は、研修修了者について、登録政治資金監査人名簿に研修の修了年月日を付記するとともに、原則として総務省ホームページにおいて研修の修了の状況有無を公告する。

10 雑則

この要領に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、委員長が政治資金適正化委員会に諮って定める。

附 則

この実施要領は、平成20年12月10日から施行する。

ただし、平成20年度に行う研修については、別紙様式1の注意事項に掲げた期日によることなく、別途政治資金適正化委員会事務局が定める期日により取り扱うことができるものとする。

附 則

改正後の実施要領は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成25年7月15日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和3年10月21日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和4年5月25日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和6年2月28日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和6年3月25日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

登録時研修（事前申込）

政治資金監査に関する研修事前申込書

登録政治資金監査人の氏名、連絡先等

事前申込日（送付日）	令和 年 月 日
氏 名	
登録番号	
電話番号	
電子メールアドレス	

※「氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「登録番号」は、登録政治資金監査人証票の「(登録番号)」欄に記載の番号を記載すること。

集合研修の申込記入欄（受講希望日）

	研修の実施日	研修の実施場所（例：東京都）
第1希望	令和 年 月 日	
第2希望	令和 年 月 日	

個別研修の申込記入欄（受講希望日）

（研修の実施場所：政治資金適正化委員会事務局（東京都千代田区））

	研修の実施日	研修の時間
第1希望	令和 年 月 日	午前・午後
第2希望	令和 年 月 日	午前・午後

※「研修の実施日」は、平日（行政機関の休日以外の日）とすること。

※「研修の時間」は、午前（10:00～13:00）又は午後（~~14:00~~13:30～~~17:00~~16:30）のいずれかを選択すること。

※第2希望まで記入すること。

リモート研修の申込記入欄（受講希望月）

	研修の実施月
第1希望	令和 年 月
第2希望	令和 年 月

※「研修の実施月」は、リモート研修の実施案内に記載されるリモート研修の実施期間から、受講を希望する実施月を第2希望まで記入すること（リモート研修の実施月が一の場合は第1希望のみ記入すること）。

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について (公認会計士及び税理士のみ)

当委員会が実施する登録時研修は、公認会計士にあつては（集合研修に限り）日本公認会計士協会が会員に対して義務づけている CPD（継続的専門能力開発）の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあつては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する登録時研修について、（受講者の同意に基づき）日本公認会計士協会においては研修単位の認定に必要な情報を当委員会から同協会に提供することで、受講者が同協会に研修単位の認定を申請することなしに、受講者の研修単位として認定していただくことも可能ですので、希望される場合は「同意します。」にを入れてください。同協会への個別研修及びリモート研修の研修単位の認定申請は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により行うことが必要です。

また、日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもつてのみ研修受講時間への算入が可能となりますので、当該算入を希望される場合は「同意します。」にを入れてください。

つきましては、該当するにを入れてください。

私（申込人）は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報（氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日）を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、

同意します。（日本公認会計士協会 日本税理士会連合会）

（同意する場合、どちらの会に提供してよいかを入れてください。両方の場合、両方ともを入れてください。
を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。）

士業団体への登録番号記入欄

公認会計士研修登録番号	
税理士登録番号	

同意しません。

（同意しない場合、公認会計士にあつては受講者ご自身から日本公認会計士協会へ、直接、研修単位の認定の申請をお願いします。）

※本同意は、本申込書によってお申込みされた研修のみ有効とします。次年度等の研修においても引き続き同意される場合には、当該申込書においても同意しますにを入れてお申込みください。

注意事項 （「注意事項」については、適宜の記載をする。）

~~(別紙様式2)~~

令和 年 月 日

様

政治資金適正化委員会

事務局長

政治資金監査研修受講通知書

~~政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修について、下記のとおり通知します。~~

記

受講者氏名	
登録番号	
研修日時	
研修会場	
携行品	

注意事項

~~※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。~~

(別紙様式 2-3)

収入印紙貼付欄

6千円

消印しないこと

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 宛

申込者 氏名

住所

政治資金監査研修申込書

政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修を受けた
いので、下記のとおり申し込みます。

記

受講者氏名	
登録番号	
研修日時	
研修会場	

※「受講者氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「研修会場」は、リモート研修の場合は「リモート研修」と記載すること。

~~(別紙様式4)~~

~~この受講票は、研修会場に持参してください。~~

政治資金監査研修受講票

受 講 者 氏 名	
登 録 番 号	
研 修 日 時	
研 修 会 場	
携 行 品	

注意事項

~~※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。~~

(別紙様式 3-5)

政治資金監査研修修了証書

(氏 名)

(登録番号) 第 号

上記の者は、政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修を修了したことを証する。

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会

委員長

印

令和 9 年以降に行う政治資金監査に関する研修—(新制度研修)—実施要領

〔 令和 7 年 6 月 3 0 日
政治資金適正化委員会決定 〕

改正 令和 8 年 月 日

1 研修の目的

令和 6 年改正政治資金規正法（※）の施行に伴い、令和 9 年以降に行う政治資金監査に関する研修（以下「新制度研修」という。）は、登録政治資金監査人が令和 9 年以降に政治資金監査を行うに当たって必要な専門的知識を修得することを目的とする。

（※）政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 4 号）、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 1 号）及び政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 号）による改正。

2 新制度研修の対象者

政治資金規正法第 1 9 条の 2 7 第 1 項に規定する政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人

3 新制度研修の時間及び内容

- (1) 新制度研修の時間は全体で 3 時間程度 （講義は 2 時間半程度） とする。
- (2) ~~講義を 2 時間半程度行う。~~ 講義の内容 及び時間配分 は、政治資金監査に関する研修実施要領（平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日政治資金適正化委員会決定）の「3 研修の時間及び内容」と同様とする。

4 新制度研修の実施方法

政治資金適正化委員会は次の方法により新制度研修を実施する。

- (1) 集合研修
政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、新制度研修受講者を集めて実施する研修。
- (2) 個別研修
政治資金適正化委員会が個別の新制度研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の新制度研修受講者に対して実施する研修。
- (3) リモート研修

政治資金適正化委員会が個別の新制度研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の新制度研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修。

5 新制度研修の受講

令和9年以降に行う最初の政治資金監査までに、新制度研修の受講を強く推奨する。

6 新制度研修の受講手続

新制度研修の受講手続については、次のとおりとする。

(1) 新制度研修受講申込書の提出

新制度研修の受講を希望する者は、政治資金適正化委員会のホームページ上の受講申込画面に必要な事項氏名、登録番号、集合研修・個別研修・リモート研修の別及び受講を希望する研修の日時・会場（リモート研修の場合は受講希望月）を入力し送信する。

なお、インターネットによる申込が難しい場合は、記載した書面（「令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）受講申込書」（別紙様式1）。（以下「新制度研修受講申込書」という。）を、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。

- ~~① 集合研修 原則として受講希望日の4週間前まで（必着）。~~
- ~~② 個別研修 原則として受講希望日の1週間前まで（必着）。（受講可能な日時について、あらかじめ政治資金適正化委員会事務局に確認すること。）~~
- ~~③ リモート研修 政治資金適正化委員会が指定する申込期限まで（必着）。~~

~~(2) 研修受講者への通知~~

~~政治資金適正化委員会は、新制度研修受講申込書の記載内容を確認の上、定員の範囲内で、新制度研修受講者に対し、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより通知を行う。~~

~~① 集合研修・個別研修 研修を行う日時及び会場の所在地等を記載した書面（「令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）受講通知書」（別紙様式2））を交付する。~~

~~② リモート研修 受講に必要な情報（ID・パスワード、受講可能期間等）を通知する。~~

~~(2-3) 新制度研修手数料~~

~~新制度研修手数料は無料とする。~~

~~(4) 提出期限の特例~~

~~政治資金適正化委員会は、(1)に定める提出期限後に新制度研修受講申込書が提出されたときは、その受講希望日時(リモート研修の場合は受講希望月)の新制度研修の定員に空きがあり、かつ、当該研修の実施に支障がないと認められる場合に、研修受講の進めることができるものとする。~~

7 新制度研修受講者の遵守事項

(1) 集合研修・個別研修

新制度研修受講者は、指定された日時及び会場において研修を受講しなければならない。また、研修会場となる施設の諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

(2) リモート研修

新制度研修受講者は、指定された期間内に研修を受講しなければならない。また、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスに係る諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

8 新制度研修の修了

新制度研修受講者は、一回の研修において、定められた講義のすべてを履修して研修を修了する。

なお、リモート研修の場合は、政治資金適正化委員会が、新制度研修受講者によってすべての研修動画の視聴が行われていることを確認することをもって研修の修了とする。

9-8 研修受講証明書の交付

政治資金適正化委員会は、研修受講修了後、希望する新制度研修受講者に対し、研修受講証明書(別紙様式2-3)を交付する。なお、リモート研修の場合は、研修受講証明書によらず、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスの仕様にに基づき発行される、研修受講を証明する書面を交付する場合がある。

10-9 新制度研修の受講の状況の公告公表

政治資金適正化委員会は、新制度研修受講者について、原則として総務省

ホームページにおいて研修の受講の状況を公告公表する。

11-10 雑則

この要領に定めるもののほか、新制度研修の実施に関し必要な事項は、委員長が政治資金適正化委員会に諮って定める。

附 則

この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

新制度研修（申込）

令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）受講申込書

登録政治資金監査人の氏名、連絡先等

受講申込日（送付日）	令和 年 月 日
氏 名	
登 録 番 号	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	

※「氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「登録番号」は、登録政治資金監査人証票の「(登録番号)」欄に記載の番号を記載すること。

集合研修の申込記入欄（受講希望日）

	研修の実施日	研修の実施場所（例：東京都）
第1希望	令和 年 月 日	
第2希望	令和 年 月 日	

個別研修の申込記入欄（受講希望日）

（研修の実施場所：政治資金適正化委員会事務局（東京都千代田区））

	研修の実施日	研修の時間
第1希望	令和 年 月 日	午前・午後
第2希望	令和 年 月 日	午前・午後

※「研修の実施日」は、平日（行政機関の休日以外の日）とすること。

※「研修の時間」は、午前（10:00～13:00）又は午後（~~14:00~~13:30～~~17:00~~16:30）のいずれかを選択すること。

※第2希望まで記入すること。

リモート研修の申込記入欄（受講希望月）

	研修の実施月
第1希望	令和 年 月
第2希望	令和 年 月

※「研修の実施月」は、リモート研修の実施案内に記載されるリモート研修の実施期間から、受講を希望する実施月を第2希望まで記入すること（リモート研修の実施月が一の場合は第1希望のみ記入すること）。

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

(公認会計士及び税理士のみ)

当委員会が実施する新制度研修は、公認会計士にあつては（集合研修に限り）日本公認会計士協会が会員に対して義務づけている CPD（継続的専門能力開発）の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあつては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する新制度研修について、（受講者の同意に基づき）日本公認会計士協会においては研修単位の認定に必要な情報を当委員会から同協会に提供することで、受講者が同協会に研修単位の認定を申請することなしに、受講者の研修単位として認定していただくことも可能ですので、希望される場合は「同意します。」にを入れてください。同協会への個別研修及びリモート研修の研修単位の認定申請は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により行うことが必要です。

また、日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもつてのみ研修受講時間への算入が可能となりますので、当該算入を希望される場合は「同意します。」にを入れてください。

つきましては、該当するにを入れてください。

私（申込人）は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報（氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日）を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、

同意します。（日本公認会計士協会 日本税理士会連合会）

（同意する場合、どちらの会に提供してよいかを入れてください。両方の場合、両方ともを入れてください。
を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。）

士業団体への登録番号記入欄

公認会計士研修登録番号	
税理士登録番号	

同意しません。

（同意しない場合、公認会計士にあつては受講者ご自身から日本公認会計士協会へ、直接、研修単位の認定の申請をお願いします。）

※本同意は、本申込書によってお申込みされた研修のみ有効とします。次年度等の研修においても引き続き同意される場合には、当該申込書においても同意しますにを入れてお申込みください。

注意事項 （「注意事項」については、適宜の記載をする。）

~~(別紙様式2)~~

令和 年 月 日

様

政治資金適正化委員会

事務局長

~~令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）受講通知書~~

~~令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）について、下記のとおり通知します。~~

記

受講者氏名	
登録番号	
研修日時	
研修会場	—
携行品	

~~注意事項~~

~~—~~

~~※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。~~

(別紙様式 2-3)

研修受講証明書

受講者氏名 _____

上記の者は、下記のとおり政治資金規正法第19条の30第1項第3号に基づく研修を受講したことを証明する。

記

1 研修名 令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）

（集合研修の場合）

2 受講日時 令和 年 月 日 00:00～00:00

3 受講場所

（個別研修の場合）

2 受講日時 令和 年 月 日 00:00～00:00

3 受講場所 総務省政治資金適正化委員会事務局内

（リモート研修の場合）

2 受講完了日 令和 年 月 日

3 受講方式 リモート研修方式

政治資金適正化委員会事務局

研修受講証明

00.00.00

政治資金適正化委員会
事務局

※A4サイズ、カラー、~~地紋印刷~~